

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に
掲げる協議が整っていることの証明書

令和4年7月11日に開催された室蘭市地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会において、下記事項に関し、協議が
整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている運送区間又は運送区域

室蘭市白鳥台1丁目から5丁目

2. 協議が整っている運送しようとする旅客

試験運行「ちょい乗り白鳥台」利用者

3. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

1回乗車プラン：1乗車300円(小学生以下150円、大人1名につき小学生未満1名無料、1歳未満無料)

回数券プラン：6回1セット1,500円(有効期限1ヶ月)

1ヶ月定額乗り放題プラン：1名3,000円(同一世帯の家族1名ごとに追加料金500円)

上記は原則として払い戻ししない

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用する期間：令和4年10月3日～令和4年12月23日(平日のみ9:00から16:00まで)

その他の条件：タクシーチケットの使用、福祉割引等の各種割引は適用外

令和 年 月 日

室蘭市地域公共交通活性化協議会

会長 有村 幹治

Ⓔ